

農業経営人材の育成に向けた官民協議会 設置要領

制定 令和6年6月26日

第1 名称

この協議会は、農業経営人材の育成に向けた官民協議会（以下「協議会」という。）という。

第2 目的

今後、農業者の減少が急速に進むと見込まれる中、地域の農業生産を維持していくためには、農業法人等を中心に、離農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が益々重要となる。

一方で、そうした経営体は、より高度な経営管理能力が求められることから、関係機関等の連携を通じ、農業者の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上を促進することを目的に本協議会を設置する。

第3 活動内容

協議会は、前条の目的を達成するため、以下の各号に掲げる活動を行う。

- 1 農業者が行う経営管理能力向上に向けた取組の支援に関すること
- 2 農業参入の促進に関すること
- 3 農業経営の発展を支援する人材の育成・確保に関すること
- 4 そのほか目的を達成するために必要なこと

第4 構成員

- 1 本協議会の構成員は、第2の目的に賛同する関係団体、民間事業者、関係府省庁等の代表から構成する。
- 2 構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 協議会の構成員として入会しようとする者は、事務局の指定する方法で申し込むことにより入会することができる。
- 4 構成員は、協議会に届け出ることにより、任意に退会することができる。

第5 運営

協議会の運営については、次により行う。

- 1 協議会の下に幹事会を設置する。幹事会の構成員は、必要に応じて追加等の変更を行うことができるものとする。
- 2 協議会に係る運営事務は、構成員の協力を得て、農林水産省経営局経営政策課が行う。
- 3 協議会での配布資料、議事概要については、会合後、出席者に確認の上、原則ホームページで公表する（構成員が非公表を求めた場合は非公表とする場合がある。）。
- 4 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。
- 5 協議会の活動に係る構成員への謝金・交通費は支出しない。